

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和43年3月

申立期間①について、国民年金の加入手続と保険料納付は、全て母がしてくれ、「保険料は支払ってあるから大丈夫だよ。」と言っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。母親が子供にうそをつくはずはないと思う。

申立期間②について、国民年金保険料は妻と一緒に納付していたので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、昭和42年度の欄に「カ」の表示があることから、当該期間の保険料について未納者カードが作成され、納付勧奨を受けていたことが推認できるところ、一緒に納付していたとするその妻は、当該期間について納付済みであることから、申立人の保険料のみを、あえて納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間②は1か月と短期間であるとともに、申立人は、当該期間以後の国民年金保険料を全て納付している。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母は既に他界していることから、当該期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、発行日は昭和43年11

月 18 日、国民年金被保険者の資格取得日は同年 3 月 10 日となっており、申立期間①は未加入期間であることが確認できる上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

このほか、申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月及び同年 10 月

年金事務所は申立期間の保険料を還付したと回答しているが、保険料を還付された記憶は無く、年金手帳でも国民年金加入期間となっているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和 45 年 3 月から 48 年 12 月までの期間の保険料が、厚生年金保険の加入期間と重複することを理由として、49 年 3 月 29 日付けで還付処理されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、昭和 45 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 11 月 4 日に再取得しており、申立期間は国民年金の強制加入被保険者期間であることから、当該期間の保険料については、還付処理を行うことについて合理的な理由は見いだせない。

また、申立期間以外に未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和43年2月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年1月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月5日から44年1月21日まで

私は、申立期間において、B社の社長宅にお手伝いとして雇われ、時には材料の製造などの手伝いもしていたが、その間の年金記録が無い。年金事務所で調べてもらったところ、別会社で勤めていたのではないかと問われたが記憶に無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名でかつ同じ生年月日の者が、昭和43年2月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年1月21日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「B社は記憶しているが、A社という社名は記憶に無い。」としているところ、商業登記簿謄本によれば、B社とA社の所在地、電話番号及び取締役の氏名が同一であることから、両社は関連会社であったことが認められる。

さらに、B社の現在の代表取締役は、申立人を記憶しているとしており、「B社とA社は、どちらも親族で経営している会社であり、両社間で人事異動等も頻繁に行われ一体的に仕事をしてきたため、申立人が当時の事業所名をB社としか記憶していないのは無理もない。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間当時、一緒に働いていたとする同僚は、オンライン記録によると、A社において、昭和36年5月1日から44年2月1日まで厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる上、当該同僚は「申

立人を記憶している。B社も、A社もどちらも同じ会社だった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社における当該記録は申立人に係るものであると確認でき、A社の事業主は、申立人が昭和43年2月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年1月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和47年8月から48年9月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から48年10月1日まで
ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額よりも低い金額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、4万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、申立人が所持するA社の給与明細書により、申立人は、申立期間についてその主張する8万6,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の欄には、「昭和47年8月1日 8万6,000円」と記載されたものが、その上から二重線で取消しされていることが確認できるが、訂正額は記載されていない上、上記給与明細書により、同年5月分から基本給が上がっていることが確認でき、その後3か月間の給与支給総額を平均すると、報酬月額は、8万6,000円の等級の標準報酬月額に該当し、従前の等級から2等級以上の差が生じることから、事業主は、申立人に係る標準報酬月額を同年8月1日から8万6,000円に変更する届出を行ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を8万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録ではA社で昭和45年7月31日に資格喪失し、同社のB工場で同年8月1日に資格取得したことになっているが、厚生年金保険に継続して加入していることから、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する異動歴リスト、人事発令通達及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和45年7月10日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のオンライン記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同様に異動した全ての被保険者について、同社における資格喪失日が昭和45年7月31日、同社B工場における資格取得日が同年8月1日となっており、被保険者期間の欠落が生じていることから、同社及び同社B工場において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が申立人の同社における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日をそれぞれ同年7月10日とすべきところ、同社における資格喪失日を同年7月31日、同社B工場における資格取得日を

同年8月1日として届け出た結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録ではA社で昭和45年7月31日に資格喪失し、同社のB工場で同年8月1日に資格取得したことになっているが、厚生年金保険に継続して加入していることから、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する異動歴リスト、人事発令通達及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和45年7月10日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同様に異動した全ての被保険者について、同社における資格喪失日が昭和45年7月31日、同社B工場における資格取得日が同年8月1日となっており、被保険者期間の欠落が生じていることから、同社及び同社B工場において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が申立人の同社における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日をそれぞれ同年7月10日とすべきところ、同社における資格喪失日を同年7月31日、同社B工場における資格取得日を

同年8月1日として届け出た結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録ではA社で昭和45年7月31日に資格喪失し、同社のB工場で同年8月1日に資格取得したことになっているが、厚生年金保険に継続して加入していることから、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する異動歴リスト、人事発令通達及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和45年7月10日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同様に異動した全ての被保険者について、同社における資格喪失日が昭和45年7月31日、同社B工場における資格取得日が同年8月1日となっており、被保険者期間の欠落が生じていることから、同社及び同社B工場において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が申立人の同社における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日をそれぞれ同年7月10日とすべきところ、同社における資格喪失日を同年7月31日、同社B工場における資格取得日を

同年8月1日として届け出た結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録ではA社で昭和45年7月31日に資格喪失し、同社のB工場で同年8月1日に資格取得したことになっているが、厚生年金保険に継続して加入していることから、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する異動歴リスト、人事発令通達及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和45年7月10日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同様に異動した全ての被保険者について、同社における資格喪失日が昭和45年7月31日、同社B工場における資格取得日が同年8月1日となっており、被保険者期間の欠落が生じていることから、同社及び同社B工場において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が申立人の同社における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日をそれぞれ同年7月10日とすべきところ、同社における資格喪失日を同年7月31日、同社B工場における資格取得日を

同年8月1日として届け出た結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及び同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年7月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録ではA社で昭和45年7月31日に資格喪失し、同社のB工場で同年8月1日に資格取得したことになっているが、厚生年金保険に継続して加入していることから、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する異動歴リスト、人事発令通達及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和45年7月10日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のオンライン記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同様に異動した全ての被保険者について、同社における資格喪失日が昭和45年7月31日、同社B工場における資格取得日が同年8月1日となっており、被保険者期間の欠落が生じていることから、同社及び同社B工場において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が申立人の同社における資格喪失日及び同社B工場における資格取得日をそれぞれ同年7月10日とすべきところ、同社における資格喪失日を同年7月31日、同社B工場における資格取得日を

同年8月1日として届け出た結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から10年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から10年8月まで

会社を退職後、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれた。保険料についても、以前から国民年金に加入して保険料を納付していた母親に、私の分も現金を渡して一緒に納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、母親に現金を渡して母親の保険料と一緒に納付してもらっていたとしているが、オンライン記録によると、その母親も当該期間は未納であり、申立人の主張と一致しない。

また、その母親から聴取しても、保険料の納付方法等に係る記憶は具体的とは言い難く、自身の保険料が平成6年6月以降未納となっていることについても、よく覚えていないなどとしていることから、その母親が、申立人の申立期間に係る保険料を納付していた可能性はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 847（事案 665 及び 764 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知が再度届いたが、私は、市役所から 2 年間遡って納められる納付書と加入した年度の納付書が送付されてきて納めたので、未納とされていることに納得がいかない。再度、調査願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 2 月の時点では、申立期間の大半が過年度保険料であり、市役所の出張所では納付することができない上、申立人は、納付書の発行を受け金融機関で保険料を納付した記憶は無いとしており、申立期間の保険料を遡って納付した事情がうかがえないこと、また、納付したとする申立期間の保険料額と、申立期間当時の実際の保険料額に大きな差異があることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再度、申立てを行い、申立期間の国民年金保険料の納付について、「A 銀行 B 支店の C 分所でまとめて納付したことを思い出した。」としているところ、申立期間当時、同行 B 出張所 C 代理店が存在していたことは確認できるものの、代理店においては、過年度分の保険料を納付することはできない上、このほかに新たな事情は見当たらないことから、当該再申立てに対しても平成 22 年 10 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、なおも当委員会の決定に納得がいかないとして再々度の申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新

たな資料は提出しておらず、納付場所についても、過年度分の保険料納付の取扱いができない「A銀行B支店C代理店」で納付したとしている。

また、市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の一部を含む昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの過年度納付書が、3 か月分ずつ計 6 枚交付されていたことが確認できるものの、いずれも納付された記録は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年5月まで
20歳になった頃に、A市役所から国民年金保険料納付書が送られてきて、自宅近くの郵便局で3か月分ずつ納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「20歳になった頃に、市役所から国民年金保険料の納付書が送られてきた。加入手続はしておらず、国民年金手帳も交付されなかった。」「資格喪失手続は、昭和48年6月に厚生年金保険に加入した際、勤務先の事業所で行ってくれた。」などとしており、資格取得及び資格喪失に係る具体的な証言が得られないことから、申立期間における加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月にB市で払い出されており、この時点で申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間当時居住していたC県において、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、A市にも、申立人の国民年金被保険者名簿は保管されていないことから、申立期間当時、国民年金保険料納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1382 (事案 127 及び 373 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 25 日から 23 年 3 月 1 日まで

兵役による休職を経て、昭和 21 年 1 月から A 社に復職したが、厚生年金保険の加入記録は 23 年 3 月からになっている。過去 2 回の申立てでは、年金記録は訂正されなかったが、今回、元同僚より、私が 21 年 1 月 25 日から当該事業所に勤務していた旨の証明書が得られた。また、22 年に労働基準法が改正され、女性の B 労働が禁止されたにもかかわらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同法の改正後に複数の女性が被保険者資格を取得していることが記載され、明らかに不自然であり、当該被保険者名簿の資格取得日に係る記録は誤りである。これまで提出した資料を含めて再審議を行い、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社の従業員カードを見ると、申立人が昭和 19 年 9 月から 21 年 3 月まで兵役のため休職していたことを示す記載が確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、この決定に納得がいけないとして、当委員会に再申立てを行い、当該事業所の従業員を診察していたことを証明する旨の医師による証明書を提出したが、当該資料からは申立期間における保険料控除はうかがえない上、当該医師から聴取しても、申立てに係る事実関係については承知していないとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立てに当たり、申立人は、申立人が昭和 21 年 1 月 25 日から当該事業所に勤務していた旨の元同僚による証明書を提出しているが、当該元同僚自身についてもその時点における在籍が確認できず、高齢のため直接聴取することができない上、前述のとおり、当初申立て時に提出された当該事業所の従業員カードには、申立人が同年 3 月まで休職していた旨の記載が見られることから、当該証明書を申立人の勤務実態が確認できる資料と認めるのは困難である。

また、申立人は、「昭和 22 年 9 月に労働基準法が改正され、女性の B 労働が禁止されたにもかかわらず、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該法改正後も女性が被保険者資格を取得している。明らかに不自然であり、当該被保険者名簿の資格取得日の記録は誤りである。」としているが、これら女性被保険者は既に他界しているなどの理由から、当時の状況を確認することができない。

さらに、昭和 22 年 7 月 20 日から厚生年金保険に加入している元同僚は、「自分が勤め始めた時は女性も B 労働をしていた。何年か後に労働基準監督署の指示で働けなくなった。」と証言しており、別の元同僚の妻は、「父親が別の石材店で働いていたので、自分も子どもが小学 4 年の頃（昭和 30 年頃）から B 作業を手伝った覚えがある。その後、女性の B 作業が禁止されたので農家の手伝いをするようになった。」と証言している。

なお、市が保管する C 地区における D 業の歴史に関する資料「C 産業関連年表」によると、同業の従事者数及び出荷高は、昭和 20 年に最も減少しており、22 年については、「第二次世界大戦後の本格的な採掘の再開」と記されている上、元同僚も、「戦後、本格的に採掘が始まったのは 22 年頃だった。C 地区より E 地区の方が早く動き出したので、そこで少し働いてから C 地区に移った。」と証言している。このことを踏まえて当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同年 6 月 1 日付けで 15 人、同年 7 月 20 日付けで 26 人、23 年 3 月 1 日付けで申立人及びその上司 2 人を含む 21 人が資格取得していることから、当該事業所では、戦後の復興に伴い、従業員を段階的に厚生年金保険に加入させていった可能性も考えられる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1383 (事案 952 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 12 月 10 日まで
昭和 45 年 4 月から A 社で勤務し始めたが、46 年 12 月からしか厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。当時の同僚も覚えているし勤めていたのは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の証言から、A 社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがわかれること、申立人の雇用保険の加入記録によれば、昭和 46 年 12 月 10 日に資格取得し、50 年 8 月 25 日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録と符合していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、新たに複数の元同僚の氏名を挙げているが、そのうち、申立期間当時の事業主の弟は、既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない。

また、申立期間当時の事務担当者は、「私は A 社に昭和 47 年 1 月に入社し、申立人はその時既に勤務していたため、申立人の入社時期は不明である。」としている。

さらに、その他の複数の元同僚に照会したが、「申立人の勤務期間は記憶していない。」、「申立人について覚えていない。」としており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことについて証言を得ることができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年6月1日まで

A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員カードを見ると、申立人は、昭和3年4月に入社、46年11月に死亡と記載されており、申立期間において途中退職、休職等の記録は見られない上、元同僚は、申立人が当該期間も継続して勤務していたと証言している。

しかしながら、申立人及びその妻は既に死去しており、本件申立てを行ったその子から聴取しても、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得られない。

また、上記の元同僚も、昭和21年1月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年4月7日まで
A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は既に死去しており、本件申立てを行ったその子から聴取しても、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことなどから、申立期間における勤務状況が不明である。

また、申立人は昭和20年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、20人以上の同僚が、申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、当該元同僚は、昭和21年1月から勤務していたとしているにもかかわらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 7 月 15 日から同年 8 月 15 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 20 日まで

A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は既に死去しており、その息子夫婦からは、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことなどから、申立期間①及び②における勤務状況が不明である。

また、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様、昭和 18 年 7 月の被保険者記録が欠落している者が 5 人確認できることから、当該事業所の事業主が、これらの従業員について一時的に被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人は昭和 20 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、20 人以上の同僚が、申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

加えて、当該元同僚は、昭和 21 年 1 月から勤務していたとしているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 4 月 7 日まで

A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は既に死去しており、その息子夫婦からは、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことなどから、申立期間における勤務状況が不明である。

また、申立人は昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、20 人以上の同僚が、申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、当該元同僚は、昭和 21 年 1 月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 4 月 7 日まで

A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は既に死去しており、その娘から聴取しても、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことなどから、申立期間における勤務状況が不明である。

また、申立人は昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、20 人以上の同僚が、申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、当該元同僚は、昭和 21 年 1 月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 7 月 10 日から同年 8 月 15 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は既に死去しており、その娘から聴取しても、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことなどから、申立期間①及び②における勤務状況が不明である。

また、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様、昭和 18 年 7 月の被保険者記録が欠落している者が 5 人確認できることから、当該事業所の事業主が、これらの従業員について一時的に被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人は昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、20 人以上の同僚が、申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

加えて、当該元同僚は、昭和 21 年 1 月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様、23 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年4月7日まで

A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は既に死去しており、その子から聴取しても、申立人の勤務状況について具体的な証言が得られないことなどから、申立期間における勤務状況が不明である。

また、申立人は昭和20年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元同僚は、「A社は、終戦直後はほとんど商売をしていなかった。」と証言しており、事実、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、20人以上の同僚が、申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、当該元同僚は、昭和21年1月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員カードを見ると、申立人は、大正 12 年 4 月に入社、昭和 44 年 1 月に 45 年勤続表彰と記載されており、申立期間において途中退職、休職等の記録は見られない上、元同僚は、申立人が当該期間も継続して勤務していたと証言している。

しかしながら、申立人及びその妻は既に死去しており、本件申立てを行ったその子から聴取しても、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得られない。

また、上記の元同僚は、昭和 21 年 1 月から継続して勤務していたとしているにもかかわらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、23 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月27日から28年9月1日まで
② 昭和28年9月から30年8月1日まで

申立期間①について、船員手帳に記載されているとおり、A丸に乗船していたので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

また、船員手帳では昭和30年8月1日からB社に雇用されたことになっているが、それ以前から勤務していたので、申立期間②について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人はA丸の船舶所有者に甲板員として雇用されていたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、当該船員手帳に記載されている船舶所有者名は確認できず、年金事務所でも、当該船舶所有者に係る記録は確認できないとしている。

また、当該船舶所有者は既に他界しており、申立人は一緒に乗船していた同僚の氏名を覚えていないことから、申立期間①当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳に記載されているB社における雇入年月日と船員保険被保険者名簿の被保険者資格取得年月日は一致しており、船員保険被保険者台帳にも申立期間②に関する記載は無い。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えているとの回答は無く、申立人の乗船期間を特定することはできなかった。

さらに、B社は解散している上、元事業主は他界していることから、当時の船員保険の加入状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月31日から22年5月1日まで
② 昭和22年5月1日から同年11月1日まで

昭和20年3月の中等学校卒業後、同年4月にA所に入所し、修了後、申立期間①にB社で勤務し、その後、申立期間②にC社に異動した。いずれも厚生年金保険には加入しているはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事記録及び辞令から、申立期間①についてはB社に、申立期間②についてはC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社及びC社は、既にいずれも厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所における申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することはできない。

また、申立人が記憶するB社の同僚11人のうち6人、C社の同僚12人のうち11人は、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない。

さらに、B社及びC社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。